

平成26年度社会復帰促進等事業における新規事業等

- 1 労災疾病臨床等調査研究等補助金事業
(新規)
- 2 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進
(新規)
- 3 労働災害減少のための安全装置等の開発に関する調査研究
(新規)
- 4 職業病予防対策の推進
(東電福島第一原発・排染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化)
(No. 29 職業病予防対策の推進 の 一部新規)
- 5 産業保健活動総合支援事業
(No. 31 地域産業保健事業 及び No. 40 メンタルヘルス対策等事業の統合)
- 6 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化
(新規)

事業名	労災疾病臨床等調査研究等補助金事業	平成26年度 概算要求額	759,284(千円)
担当係	労災補償部労災管理課機構調整第一係		
事業の別	社会復帰促進事業、被災労働者等援護事業、安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1～3号)		
実施主体	民間法人等(もしくは民間業者等)		
事業概要	<p>本事業の目的を達するため、以下の4分野において、調査・研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 労災保険給付に係る業務上外の決定等の迅速・適正化 ② 被災労働者の早期職場復帰の促進、治療と就労の両立・職場復帰支援 ③ 労災疾病等に関する原因等 ④ 化学物質等による労災疾病に関するデータベースの構築 		
事業の必要性	<p>多くの労働現場で発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病については、新しい知見を見いだす必要があるため、技術水準の向上を図ることができるよう早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正などに寄与する研究について、広く研究者を募ることとし、補助を行うこととする。</p> <p>なお、各テーマの設定、研究者の決定に当たっては、大学の学識経験者などの専門家による評価委員会を開催し、内容の審査を行うこととする。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業は、疾病について、新しい知見を見いだす必要があるところ、技術水準の向上を図ることができるよう早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正等に寄与することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第1～3号に適用事業であり、社会復帰等促進事業で実施する必要がある。</p>		
平成26年度重点施策との関係	—		
期待される施策効果	研究の成果を被災労働者の早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正につなげる。		
その他特記事項	—		

労災疾病臨床等調査研究等補助金事業(新規)

平成26年度要求額 759,284 (0) 千円

趣旨・目的

多くの労働現場で発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、労災疾病としての診断等における技術水準の向上を図るとともに、早期の職場復帰の促進、迅速・適正な労災認定を推進する必要があることから、「労災疾病臨床等調査研究等補助金事業」を創設し、広く研究実施者を募ることとする。

事業概要

対象とする4つの研究分野

労災保険給付に係る
業務上外の決定等の
迅速・適正化

被災労働者の早期職
場復帰の促進、治療
と就労の両立・職場
復帰支援

労災疾病臨床等調査研究等 補助金事業

- ・ 交付先：個人、法人 補助率：10/10
- ・ 3年を限度に複数年度にわたり研究可能

労災疾病等の原因等

化学物質等による労
災疾病等に関する
データベースの構築

調査・研究の流れ

行政ニーズ等に基づく
課題設定

公 募

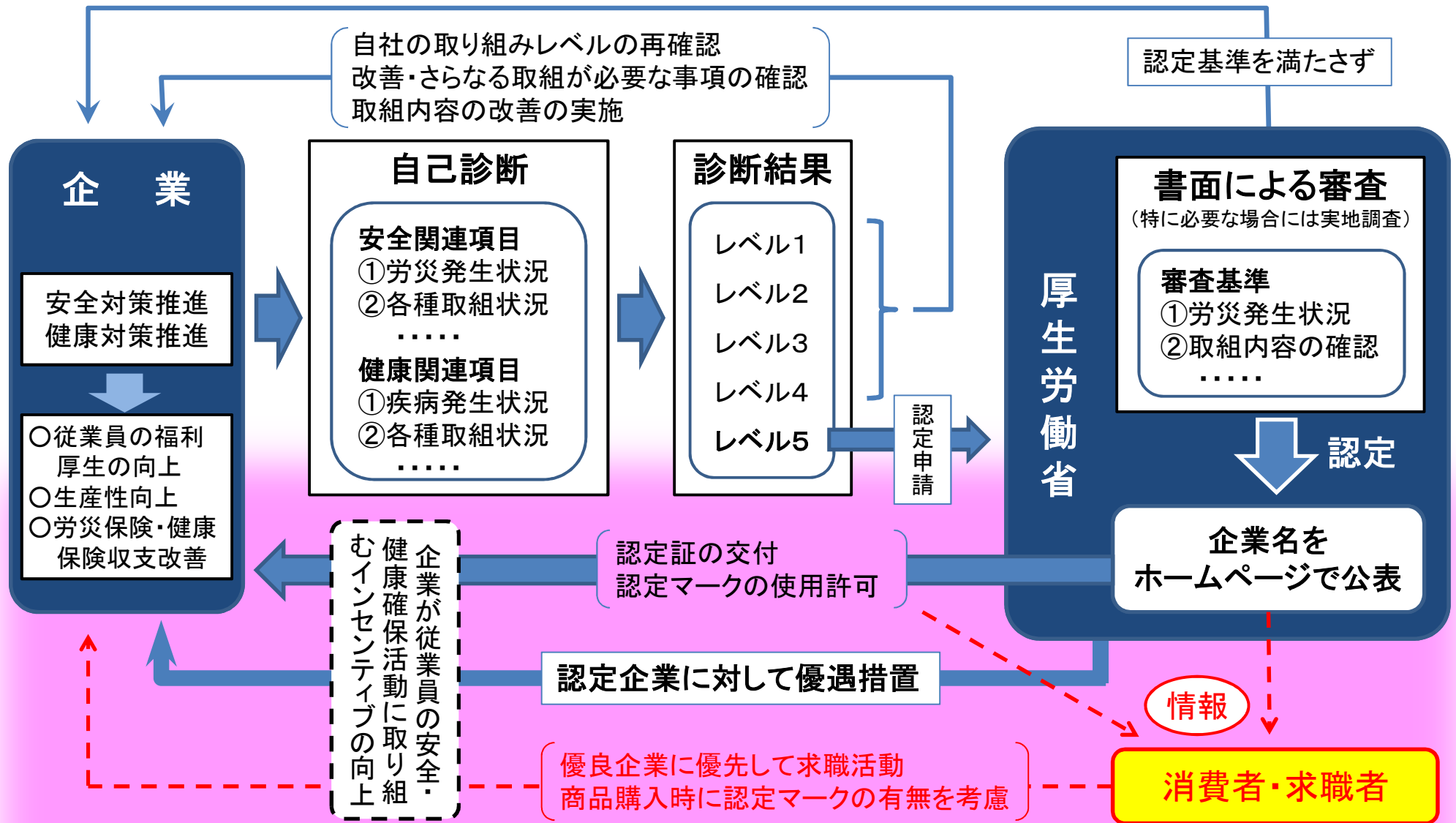
調査・研究

研究成果の普及

労災補償行政
への反映

事業名	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	平成26年度 概算要求額	19,735(千円)
担当係	安全衛生部計画課計画班		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、委託業者等		
事業概要	労働環境水準を評価するための客観的な指標を定め、企業からの申請に基づき、労働環境水準を評価し、水準の高い優良企業を公表する。		
事業の必要性	<p>現在、いわゆる若者の「使い捨て」が疑われる企業による若者の「使い捨て」が社会問題となっている中、若者が安心して就職し、働ける労働環境の確保と、そうした安心して働ける企業の情報の共有が重要な課題となっている。</p> <p>また、近年の労働災害の増加やメンタルヘルス問題の顕在化などを踏まえ、企業側に積極的な安全衛生対策の推進を求めることが不可欠である。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	本事業は、企業における安全衛生対策の推進に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。		
平成26年度重点施策との関係	6.労働者が安心して将来に希望を持って働ける環境の整備 (3)良質な労働環境の確保 ②安全衛生水準の高い企業の公表と重大な労働災害を発生させる企業への対応		
期待される施策効果	企業の安全衛生に関する積極的な取組が促進され、労働環境の向上に資する。また、良好な労働環境が確保されている企業の情報が共有されることで、求職者が安心して就職し、働ける環境を構築することが可能となる。		
その他特記事項	-		

安全衛生に取り組む優良企業を評価・公表する制度のイメージ



従業員の安全と健康を大事にする企業が社会的に評価される機運を醸成

事業名	労働災害減少のための安全装置等の開発に関する調査研究	平成26年度 概算要求額	5,817(千円)
担当係	安全衛生部計画課計画班		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	厚生労働省本省、業界団体等		
事業概要	<p>業界団体等が、小売業に係る「専門検討委員会」を設け、小売業に係る団体や事業場に、労働災害の防止に有効な設備、装置等に関するニーズの収集を行った上で、現場で必要とされている安全装置等の開発について検討し報告書にとりまとめる。</p> <p>ニーズ調査に当たっては、実作業において労働災害の防止に有効な設備、装置等に関するアンケート、ヒアリング、現地調査による情報収集などを行う。</p>		
事業の必要性	<p>平成24年の休業4日以上労働災害の発生状況を見ると、全産業約12万人のうち、第3次産業が約5万2千件、このうち約1万3千件が小売業で、全産業の11%を占めている。こうした中、小売業において多発している転倒災害や切れ・こすれ災害等を防ぐため、現場で必要とされている安全装置等の開発について検討し、今後の保護具や安全装置の開発促進及び普及に活用することが必要である。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業は、小売業での労働災害防止の推進に資することから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>		
平成26年度重点施策との関係	<p>6.労働者が安心して将来に希望を持って働ける環境の整備 (2)労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり ②第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進</p>		
期待される施策効果	<p>今後の保護具や安全装置の開発促進及び普及に活用し、小売業における労働災害防止に資する。</p>		
その他特記事項	—		

労働災害減少のための安全装置等の開発に関する調査研究



作業中に
感じる危険、
無理な動作
等の情報

実作業に基づく労働
災害の防止に有効な
設備、装置等に関する
ニーズの収集、とり
まとめ

アンケート、ヒアリング、現地調査

対象：小売業

- ・スーパー
- ・ドラッグストア
- ・ホームセンター 等

専門家検討会

収集した情報を専門的見地から分析し、労働災害防止に有効な対策(技術)の検討

- 実現可能性
 - ・開発期間、費用、活用分野
- 災害防止効果
 - ・業態、作業、事故の型ごとの減少率
 - ・普及予測

事業名	東電福島第一原発作業等に係る放射線関連情報の国際発信の強化事業	平成26年度概算要求額	23,870 (千円)
担当係	安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室企画係		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	厚生労働省本省及び民間業者等		
事業概要	<p>東京電力福島第一原子力発電所作業従事者や除染等業務従事者の放射線被ばく状況や、その対策に係る我が国の報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン等を英訳した原稿を作成するとともに、わかりやすい英語ホームページをデザインする。</p> <p>また、対応全般をまとめた配布用英語資料を作成する。さらに、国際機関等の専門家をネットワーク化し、作成した資料の積極的な情報提供を行う。</p>		
事業の必要性	<p>国際機関等が作成する報告書等に、明らかな事実誤認や厚生労働省見解と相容れない見解が記載される事例がみられる等、国際機関等において厚生労働省の対応について必ずしも正しい認識がなされているとは言い難い状況にある。</p> <p>この状況が改善されなければ、我が国の放射線被ばく管理規制に対する国際的な信頼感が失われるとともに、国内事業者の遵法意識に悪影響を与えるため、放射線関連情報の国際発信について、強化することが必要である。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業は、我が国の放射線被ばく管理規制について、国際的な信頼を守ることで事業者の遵法意識の低下を防ぎ、労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>		
平成26年度重点施策との関係	<p>9.その他(国際関係)</p> <p>③国際発信力の強化</p>		
期待される施策効果	<p>我が国の放射線被ばく管理規制について、国際的な信頼感を守ることにより、事業者の遵法意識の低下を防ぐ。</p>		
その他特記事項	—		

東電福島第一原発作業等に係る放射線関連情報の国際発信の強化

背景

現状

・東電福島第一原発作業や除染作業に対する放射線被ばく状況やその対策について、国際機関等が作成する報告書等に、事実誤認や厚生労働省と相容れない見解

問題

・我が国の被ばく管理規制に対する国際的な信頼感の喪失
・事業者の遵法意識の低下

対策

・英語版ホームページへの情報掲載や、国際機関への情報発信など、英語による国際発信の強化が必要。

事業内容

① 厚生労働省英語版ホームページの拡充

- ・英語原稿の作成（専門家やネイティブによる翻訳チェック）
（東電福一原発作業者の被ばく分布等、関連報道発表、関連ガイドライン等、関連法令、関連行政通達）
- ・わかりやすいデザイン

② 配布用英語資料の作成

- ・英語原稿の概要
（東電福一原発作業者の被ばく分布等、関連報道発表、関連ガイドライン等、関連法令、関連行政通達）

③ 国際機関への情報提供支援

- ・WHO, ILO, IAEA, UNSCEAR等の国際機関への情報提供
- ・国際機関と連携した会議を通じた国際発信の支援
- ・専門家のリスト化、ネットワーク化

事業名	産業保健活動総合支援事業費補助金	平成26年度 概算要求額	2,801,402(千円)
担当係	安全衛生部労働衛生課産業保健班		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	(独)労働者健康福祉機構		
事業概要	<p>脳・心臓疾患による労災認定件数が年間約300件と高い水準で推移し、精神障害の労災認定件数は3年連続で過去最多を更新している(平成24年度は475件)。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策も喫緊の課題である。</p> <p>また、現在実施している産業保健推進センター、地域産業保健事業及びメンタルヘルス対策支援事業の産業保健3事業の今後の在り方について、平成25年に「産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会」を開催し、3事業を一元化して運営し、各事業の機能を有機的に結合してワンストップサービスとして産業保健サービスが提供できるようにすることが必要との提言を受けたところである。</p> <p>当該提言を踏まえ、本事業は、メンタルヘルス対策を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的とし、小規模事業場における労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行うものである。</p>		
事業の必要性	<p>職場のメンタルヘルス対策は喫緊の課題であるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は約5割にとどまっている。また、我が国の業務上疾病の約7割が50人未満の小規模事業場で発生している。</p> <p>このように事業場での産業保健活動の必要性が高まる中、特に小規模事業場は資力に乏しく人材がいないことから、こうした事業場を対象として、産業保健活動の専門家による支援を推進する必要がある。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業は、事業者による産業保健活動への支援を行うものであり、労働者の作業関連疾患等の労働災害の予防に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰等促進事業で実施する必要がある。</p>		
平成26年度重点施策との関係	<p>6.労働者が安心して将来に希望を持って働ける環境の整備 (2)労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり ②第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進</p>		
期待される施策効果	<p>事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保の推進が図られる。</p>		
その他特記事項	-		

産業保健活動総合支援事業費補助金(新規)

1 趣旨・目的

- 脳・心臓疾患による労災認定件数も高い水準で推移する一方、精神障害等の労災認定件数が増加傾向。特に、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題であり、平成25年3月に策定された第12次労働災害防止計画において、メンタルヘルス対策は重点課題とされている。
- 平成24年に、大阪の印刷事業場における胆管がんの多発を受けて行われた全国の印刷業事業場の一斉点検において、労働衛生管理に何らかの問題が認められる事業場が多数に上った。特に、印刷業においては小規模の事業場が多く、労働者の健康の確保のため、小規模事業場における作業環境管理や作業管理を含む総合的な労働衛生管理対策を早急に実施する必要がある。
- 国や独立行政法人労働者健康福祉機構が行う産業保健を支援する事業(産業保健支援事業※)の今後の在り方について、平成25年に「産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会」を開催し、検討を行った結果、三事業の効果的、効率的な実施を図り、それぞれの事業の機能を十分に発揮できるようにするため、三事業を一元化して運営し、各事業の機能を有機的に結合してワンストップサービスとして産業保健サービスが提供できるようにすることが必要との提言を受けた。
- また、労働者健康福祉機構が設置運営する推進センター及び連絡事務所を母体とし、拠点を各都道府県に設置するとともに、おおむね労働基準監督署の管轄区域ごとに地域の活動の窓口を設置し、ワンストップサービスとして支援を身近な地域で提供できる体制とすべきであることが提言された。
- これらの提言を踏まえ、労働者健康福祉機構の実施する産業保健活動を支援する事業に対する補助金を創設。

※①地域産業保健事業、②産業保健推進センター事業及び③メンタルヘルス対策支援センター事業。

2 主な事業内容

- 研修事業 (産業保健スタッフ・管理監督者に対する研修、事業主・労働者に対するセミナー等の開催)
- 小規模事業場等における産業保健活動への支援事業 (医師、保健師、メンタル指導員による訪問指導及び窓口相談等の実施)
- 情報提供事業 (情報誌等の発行による広報事業、リーフレットの作成・配布事業)

3 予算額

平成26年度要求額 2,801,402千円

産業保健3事業の一元化のイメージ

<現行>

産業保健推進センター(連絡事務所)
(22年度末6、23年度末10、24年度末16箇所を集約化)
<労働者健康福祉機構事業(交付金)>

○産業保健スタッフへの
専門的研修、相談、情報提供

メンタルヘルス対策支援事業
<国委託事業(委託費)>
(労働者健康福祉機構が受託)

○事業者へのメンタルヘルス対策の相談、
教育、職場復帰プログラム作成支援

地域産業保健事業
<国委託事業(委託費)>
(医師会(39),労福機構(8)が受託)

○小規模事業場の労働者の健康管理
(産業医活動)
※メンタル不調者・過労死予備軍への健診後対応、
長時間労働者に対する面接指導

- ・各事業の違いがわかりにくい
- ・事業運営が不安定であり、専門的な人材の確保が困難

<一元化後>

産業保健活動総合支援事業(仮称)
<労働者健康福祉機構事業(交付金及び補助金)>

心とからだの健康対策の一元的実施

○小規模事業場等の産業保健活動への支援

- ・訪問指導
医師、保健師による訪問指導、メンタル相談員による
訪問事業(職場復帰プログラム作成支援等)
- ・産業保健に関する専門的相談

○産業保健スタッフ等に対する研修、教育

- ・産業保健スタッフに対する専門的研修
- ・管理監督者に対する教育
- ・事業者、労働者向けのセミナーの開催 等

○産業保健情報の収集・提供

- ※医師会の積極的な参加、協力を得て実施。
- ※都道府県拠点、地域拠点の体制の整備によるワンストップサービスの提供
- ※支援対象、範囲の見直しによる効果的、効率的な支援。
- ※管理部門の一層の効率化。

- ・ワンストップサービスによる総合的支援
- ・安定的、継続的事業実施により、専門的人材を確保

事業名	若者の「使い捨て」が疑われる企業への対応策の強化	平成26年度 概算要求額	199,738(千円)
担当係	労働基準局監督課企画・法規係		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	民間業者等		
事業概要	<p>夜間・休日に労働基準法などに関して電話相談を受け付ける、常設のフリーダイヤル電話相談「労働条件相談ダイヤル(仮称)」を設置する。</p> <p>また、労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた「労働条件相談ポータルサイト(仮称)」を厚生労働省ホームページに設置し、労働者に対する情報発信を行う。</p> <p>さらに、大学等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。</p>		
事業の必要性	<p>① 若者の「使い捨て」が疑われる企業等が、社会で大きな問題となっていること</p> <p>② 日本再興戦略において、若者の活躍推進の観点から「過重労働や賃金不払残業など若者の『使い捨て』が疑われる企業について、相談体制、情報発信、監督指導等の対応策を強化する」とされていること</p> <p>を踏まえ、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化する必要がある。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業で受け付けた相談を端緒とした監督指導の実施や、労働者に対する情報発信により、企業における適切な労務管理が促進される。</p> <p>このように、本事業は、長時間労働・過重労働の解消や健康障害の防止につながり、労働者の健康の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>		
平成26年度重点施策との関係	<p>5. 若者・高齢者等の活躍促進</p> <p>(1) 若者の活躍推進</p> <p>③ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化</p>		
期待される施策効果	<p>企業における適切な労務管理が促進されることにより、長時間労働・過重労働の解消や健康障害の防止が期待される。</p>		
その他特記事項	—		

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化

概要

- ・ 劣悪な労務管理を行い、若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、各方面でその存在と対策の必要性が指摘されている。（日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）、自由民主党雇用問題調査会の提言（平成25年4月19日）、公明党の平成25年参院選重点政策、国会質疑等。）
- ・ このような企業等では、長時間労働や賃金不払残業等、法定労働条件に係る問題の存在が想定されるため、法違反が疑われる企業等への監督指導等の実施等を行うとともに、労働者等の一助となるよう、以下の施策を実施する。

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化

26年度概算要求額:199,738千円

「労働条件相談ダイヤル(仮称)」の設置

- ・ 夜間・休日に労働基準法等に関して相談を受け付ける、フリーダイヤル電話相談(委託)

「労働条件相談ポータルサイト(仮称)」を設置

- ・ 労働基準関係法令の紹介や、事案に応じた相談先の紹介をする等、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイトを設置(委託)

大学等での法令等の周知啓発

- ・ 大学生等が、今後、実際に働くにあたって有用な知識を付与するセミナーを全国で開催(委託)